

3. ペットボランティアの活動 —災害時の動物救援の歴史—

(1) 時代とともに変化する災害時のペット対策の考え方や姿勢

日本は自然災害が非常に多い国で様々な災害にみまわれています。

この30年程の間でも主な災害には三陸はるか沖地震（1994）、阪神・淡路大震災（1995）、三宅島噴火（2000）、新潟県中越地震（2004）、台風5号暴風雨災害（2007）、東日本大震災（2011）、熊本地震（2016）、平成30年7月豪雨（2018）などがあり、これらの災害でのペット対策を背景に体制面や考え方が変化してきました。

1) なぜペットを救護するのか —考え方の変化—

自治体による災害時のペット対策はかつて、飼い主とはぐれたペットの返還や、怪我をしたペット自体の救護が主な役割と考えられていました。そのために、通常は被災した人の救護が優先となりペットの対策には手が回らない事態の中で、結果としてペットの飼い主が不利益を被ったり、安全な避難場所が確保できないという課題が生まれました。またペットが居るために災害時でも避難所に向かわず、自宅に留まる人がいることも問題になっています。

近年は様々な災害への対応経験を通じて、災害時のペット対策の考え方にも変化がみられます。例えば、飼い主とはぐれたペットを救護することは、ペットの安全や健康といった動物愛護の観点だけでなく、ペットとはぐれた被災者の心のケアの観点からも重要とされています。また、放浪動物の保護は被災地の生活環境の悪化を防止し、公衆衛生の確保にも寄与します。

次頁の表に、これまでに日本で起きた災害でのペットの救援活動に関する事例と課題の抜粋を示します。



ペットの救援活動に関する事例と課題

1986年 大島三原山噴火（東京都）
・避難の緊急性によりペットの同行避難ができなかったため、飼養動物の為に飼い主が避難指示に従わず現地に残った（安全）※
2000年 ^{うすざん}有珠山噴火災害（北海道）
・自宅に残した動物の保護や給餌のため住民やボランティアによる立入制限地域への侵入が生じた（安全）※
2000年 ^{おやま}三宅島雄山噴火災害（東京都）
・東京都、東京都獣医師会の連携により、全島民避難に伴うペット同行避難が行われたが、島に残った猫への給餌活動により、島内の猫の数が急激に増えた（環境）※
2004年 新潟県中越大震災（新潟県）
・ペット同行避難での車中泊により、エコノミークラス症候群の危険性が浮き彫りになった（安全）※
2011年 東日本大震災（岩手県・宮城県・福島県・茨城県北部など）
<ul style="list-style-type: none"> ・飼養動物（産業動物、ペット）の為に飼い主が避難指示に従わず現地に残った（安全）※ ・緊急の避難によりペットと同行避難ができず、自宅に残した動物の保護や給餌のために、住民やボランティアによる立入制限地域への侵入が頻繁に生じた（安全）※ ・残された動物の侵入による家屋の破損や汚損、群れた動物による人への威嚇、繁殖がコントロールできない繁殖状況が生じ、自然環境や公衆衛生環境への影響等の問題が生じた（環境）※
2018年 平成30年7月豪雨（広島県・岡山県・愛媛県など）
<ul style="list-style-type: none"> ・豪雨と強風の中、避難所でのペットの屋内への立入り禁止の指示により、飼い主が避難所を退去する事例が生じた（安全）※ ・酷暑により、室内飼養動物の屋外係留飼養が困難になるとともに、屋外でペットとともに暮らす飼い主の健康被害が深刻化した（安全）※

※（安全）は「人」の安全に関わる事例 （環境）は地域社会の環境に関わる事例

災害時におけるペット対応は、飼い主による「自助」が基本で、自治体が取り組むペット対策は、飼い主による災害時の適正飼養を支援することにあります。

ここが POINT

自治体が、ペットを連れた被災者が必要とする支援を担う視点

- 飼い主の早期避難の推進
- 自立支援
- ペットを飼養していない多くの被災者とのトラブルを最小化
- 全ての被災者の生活環境の保全を図る

これらはペットや飼い主のみならず、同じ場所に避難する方、被災地域の方々の健康と安全を確保することにも繋がります。

つまり、**災害時に行うペット対策とは、被災者全体への支援そのものである**といえます。

2) 安全に活動するためには ー体制面の変化ー

ボランティアの活躍が救援活動の大きな支えとなった阪神・淡路大震災は「ボランティア元年」とも言われ、その後、次頁の図に示されているように、災害の発生時に被災地で実施されるボランティア活動については、法律や活動の体制、活動を取りまとめる組織などが整備されるようになりました。

また、動物救援活動のボランティアが安全に活動するためのリスク・マネジメント体制整備のきっかけになったのは、1997年1月2日の未明に日本海の島根県隠岐島沖で発生した、ナホトカ号の座礁による重油流出事故だといわれています。

この災害の救援活動では、極寒の海岸で重油回収作業に当たっていたボランティアや、作業を手伝っていた地元住民のうち5名が過労などで亡くなるという二次被害が発生しました。

直接の原因は過重な負担を伴う作業にあったようですが、他のボランティアへの遠慮から作業を自発的に切り上げることができなかったことや、作業の負荷が自身の体力や健康状態に与える影響を予測できず、頑張りすぎてしまったことなどが副因として挙げられています。

この出来事により、被災地でボランティア活動を行う者の二次被害対策や活動保険の検討の必要性が大きく取り上げられるようになりました⁷。

災害時の活動は平時の活動とは異なるルールや配慮が必要になることから、その活動がたとえ自己責任による自発的なものであっても、または自治体と協力して行うものであったとしても、ボランティアの行動には安全の確認が前提となります。



7 「災害ボランティアと安全・補償の問題」『公益法人』（1997年6月、Vol.26、No.6）掲載原稿
日本太平洋資料ネットワーク理事長 柏木 宏
<http://www.jprn.org/japanese/library/ronbun/saigai.html>

大規模災害と災害ボランティアに関する近年の動き

緊急災害時動物救援本部

ボランティア元年とも呼ばれたこの年は、動物救護に関するボランティア活動も活発に行われ、官民が連携した取り組みが行われた。

この災害を機に、同震災で集まった義援金を基金とし、今後起こる災害に備えた支援組織を立ち上げた。

災害時におけるペットの救護対策ガイドラインの策定

地震や津波による大規模で広域の被害に加え原子力災害が起こる複合災害となった。この時、ペットの同行の可否が飼い主の安全な避難に関わる事態が生じたことから、環境省では自治体向けに同ガイドラインを策定した。

災害時におけるペットの救護対策ガイドラインの改定

熊本地震により現地自治体が被災し、災害対応が困難であったことから、飼い主自身（人）の対策の重要性と、広域支援・受援体制の検討の重要性を反映し、災害時におけるペットの救護対策ガイドラインの見直しを行った。この編集委員会には人の防災にかかわるアドバイザーも参加し、飼い主の防災力向上も意図したタイトルに改定した。また飼い主向けのダイジェスト版を作成・配布した。

平成7年
阪神・淡路大震災

平成16年
新潟・福島豪雨
福井豪雨
台風10個上陸
新潟中越地震

平成23年
東日本大震災

平成27年
関東・東北豪雨

平成28年
熊本地震

平成29年
九州北部豪雨

災害対策基本法改正

H7、行政が「ボランティアによる防災環境整備に努める」旨、明記

災害ボランティアセンター（災害VC）の運営主体

災害VCの運営を主に社会福祉協議会が担うようになる

災害対策基本法改正

H25、行政が「ボランティアとの連携に努める」旨、明記

中間支援組織（全国レベル）

災害時に全国域のコーディネーションを行う中間支援組織が設立されるなど、支援者間の連携促進の模索が始まる。

防災基本計画

大規模広域災害への対策の強化「情報を共有する場の設置」の記載追加（H28.5月）

受援ガイドライン

災害時の受援を想定した体制整備の推進「ボランティア/NPO等のボランティア団体」の受け入れに関する記載が追加（H29.3月）

大規模災害発生時、ボランティアが被災地に駆けつけることが定着

大規模災害と災害ボランティアに関する近年の動き（内閣府資料から改変）

ここが POINT

災害時の動物救援活動に取り組む者は、

- 自分が担うことができる責任の範囲を把握しておくこと
- 安全に活動することや、被災地のニーズに沿った活動をすることの重要性を理解しておくこと

3) 自己満足な活動にならない —活動基準の変化—

行政などが実施する公的な支援とは異なり、ただちに活動を開始できる個人のボランティア活動はフットワークがよく、発災後すぐに動けることが被災者のニーズに応える重要な活動になるものの、各々の「思い」だけで動いてしまうことが、被災地でのトラブルに発展してしまう事例もありました。

例えば東日本大震災では発災直後の被災地で、飼い主が用事をする間に係留していた犬を、県外から入っていたボランティアが保護し、自分の活動拠点に移動させてしまった結果、飼い主が自分の犬を探し回らねばならないという事態が起きました。

さらにこの犬が遠方に保護されていることが判明し、被災した飼い主は自己負担で引き取りに行かねばなくなり、被災した飼い主に金銭的、時間的、心理的な負担が生じたことは、ボランティアの善意が飼い主側の負担となってしまった事例です。

このような出来事から、災害時に飼い主はペットを係留する場所に飼い主の情報を明示しておくことや、保護する側も保護した場所に保護動物の特徴や保護責任者、連絡先を明示した保護カードを置くことなど、誤解によるトラブルを回避する動きが出ています。

次頁に「スフィア・ハンドブック」とよばれる紛争における人道救援を支える人道憲章の枠組み、支援者が守るべき必須基準や行動規範がまとめられた文書を紹介します。

この行動規範は、救援活動が偏りなく、自己満足に陥らない活動になることを目指しており、救援活動での順守規範として、公平な支援や必要性に基づく優先度の決定、地域性の尊重、自立支援への誘導、以後の災害対策強化などの重要な項目が含まれています。

この規範は、災害時の動物救援活動においても基本的な行動規範として重要です。したがって、災害時の動物救援活動に取り組む者は、災害発生時の被災地の飼い主や動物たちの状況、発災から収束までの災害救援活動の流れを知っておくこと、自分自身にできる支援と周りの協力者とともにできる支援は何なのか、また自分が担うことができる責任はどの範囲なのかを整理しておくことが必要です。



資料

スフィア・ハンドブック

人道援助を行うNGOのグループと国際赤十字・赤新月運動が、人道援助の主要分野全般に関する最低基準を定める目的で1997年に開始したスフィア・プロジェクトによって、スフィア・ハンドブック（基準）が作成されました。災害や紛争での援助における行動の質を向上し、説明責任を果たすために必要な人道憲章の枠組みと、生命を守るための主要4分野における技術的基準を取りまとめています。

また、災害時の人権保護に関し10の主原則が行動規範として定められています。

行動規範：10の主原則

1. 人道的見地からなすべきことを第一に考える。
2. 支援はそれを受ける人びとの人種、信条あるいは国籍に関係なく、またいかなる差別もなく行われる。支援の優先度はその必要性に基づいてのみ決定される。
3. 支援は、特定の政治的あるいは宗教的立場の拡大手段として利用されてはならない。
4. 私たちは、政府による外交政策の手段として行動することがないように努める。
5. 私たちは、文化と慣習を尊重する。（県や市などの地域の文化や習慣も同様）
6. 私たちは、地域の対応能力に基づいて支援活動を行うように努める。
7. 支援活動による受益者が支援の運営に参加できるような方策を立てることが必要である。
8. 支援は、基本的ニーズを満たすと同時に、将来の災害に対する脆弱性を軽減させることにも向けられなければならない。
9. 私たちは支援の対象者となる人びとと、私たちに寄付をしていただく人びとの双方に対して説明責任を有する。
10. 私たちの行う情報提供、広報、宣伝活動において、災害等の影響を受けた人びとを、希望を失った存在ではなく、尊厳ある人間として取り扱うものとする。

※災害救援における国際赤十字・赤新月運動および非政府組織（NGOs）のための行動

※規範引用：「スフィアハンドブック 2018」

ここが POINT

- 災害時は**平時の活動とは異なるルールや配慮が必要**
- 自己責任での自発的な活動、自治体と協力し取り組む活動のいずれにおいてもボランティアの行動には**一定のルールが必要**

人の災害ボランティアで起きたこと

◆生活不活発病

避難所に避難して来た人の中には、歩行に不自由な人（例えば高齢者）もおられます。このような人のニーズに応えようと、ボランティアが様々な身のお手伝いをする場合があります。「私がお昼ごはんも運んでいきますから、ここで待っていていいですよ。」「それは重たいでしょうから、私が運びますよ。」そのような親切を喜んでくれる人も多いでしょうが、一方ではその人が本来は自分でできていたことを、その機会を奪うことで、できなくなってしまう危険性があります。

避難所生活を長く続けながら多くのお手伝いを受け入れることで、自身の身体が却って弱ってしまうことを「生活不活発病」と言います。このような状況を防ぐためにも、どのような方々が生活に不自由であるのか観察する視点を持つことが大切です。特に配慮する必要があるのは、社会的な弱者（高齢者や障がいのある方、妊産婦、乳幼児）は、親切心からの声掛けに「必要ない」と声を上げにくいことも理解しておくことも大切です。

支援者やボランティアは、支援を必要とする方々が安心して避難生活を送ることができるようにしっかりとそのニーズに応えつつ、専門的な視点からのアドバイスをもろう機会を作ったり、自分の支援のありかたを絶対的なものと考えずに他の意見に耳を傾けたりしながら、支援活動を行うことが大切です。



動物愛護推進員による避難所での聞き取り（熊本県）

(2) 災害時の動物救援体制の整備

従来の災害時の動物救援活動の多くは、個人や特定の団体などの善意に基づいて行われてきましたが、近年は徐々に変化しています。

阪神・淡路大震災が発生した1995年は、ボランティア元年とも言われ、動物救援についても現地でのボランティア活動が活発に行われました。

また、総理府の要請により設置された「兵庫県南部地震動物救援東京本部」と、(社)兵庫県獣医師会、(社)神戸市獣医師会、(社)日本動物福祉協会・阪神支部の3団体による「兵庫県南部地震動物救援本部」が兵庫県や神戸市の指導と協力のもとで設立され、行政による積極的な支援と民間団体との連携がみられました。この災害救援活動のために兵庫県南部地震動物救援本部に集まった義援金の残額約8000万円を基金として、のちに緊急災害時動物救援本部が設立されることとなりますが、これが大規模災害発生時の組織協力体制の基礎となりました。

阪神・淡路大震災の後、有珠山噴火、三宅島噴火、新潟中越地震などが発生しましたが、被災地自治体の救援活動を支援するために、社団法人日本動物福祉協会(当時)、財団法人日本動物愛護協会(当時)、社団法人日本動物保護管理協会(当時)、社団法人日本愛玩動物協会(当時)の他、環境省がオブザーバーとして加わり、災害対策にあたる体制として「緊急災害時動物救援本部」が災害の度に立ち上がり活動してきました。その後、法人化して名称が変更されましたが、各自治体における体制整備が進んだことにより、設立当時の「緊急災害時動物救援本部」の目的は果されたとして、2019年12月をもって解散しています。

被災ペットへの対応は、災害の種類や規模、発生した季節やその地域におけるペットの救援体制の整備状況などにより異なるため、取りうる体制を各自治体が検討しています。環境省では、自治体が独自の災害対策マニュアルやペット救援の体制を検討する際の参考として、2013年に「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を、2018年には改訂版となる「人とペットの災害対策ガイドライン」を策定し、自治体に配布しています。



阪神・淡路大震災での深江本町阪神高速倒壊
(写真提供：神戸市)

ここが POINT

- 官民が連携した組織的な救援活動の体制整備が進んでいる
- 自治体の対策検討が始まり、国がガイドラインを提示

(3) 知っておきたい法律

1) ペットの災害対策や同行避難対策に関する法律

行政機関による災害時対応の根拠となるのは、災害対策基本法(昭和36年法律223号)です。

政府は災害対策基本に基づいて「防災基本計画」を定めており、これは大災害の後などに、必要性からしばしば改定されますが、各省庁等はこの計画に基づいて、災害対策を実施し推進するための「防災業務計画」を作ります。また都道府県は同様に「防災基本計画の記載内容に従って、それぞれの地域の特性を踏まえた「地域防災計画」を策定します。さらに市区町村は「防災基本計画」とそれぞれの上位組織である都道府県の「地域防災計画」を参考に独自の「地域防災計画」を作成し、災害への備えや災害時の対応を準備します。このことから「地域防災計画」は災害対応上の基本的なマニュアルとして非常に重要なものです。なお環境省の「防災業務計画」には「地域防災計画の作成の基準となるべき事項」について予防・応急対策等が記載されています。

平成26年1月の「防災基本計画」の修正では、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養等に関する事項が追加されました。また、平成28年4月の熊本地震を踏まえて、平成28年8月に改訂された環境省の「防災業務計画」では災害時のペット対策に関する記述が強化され、自治体の「地域防災計画」の作成の基準となる事項には次の2項目が追加されるとともに、「地域防災計画」の策定にあたっては、「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン(その後の改訂では、「人とペットの災害対策ガイドライン」)」を参照することが追記されました。

〈環境省防災業務計画における記載〉

- 1) 災害予防：飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策、救護活動の方法及び関係機関との協力体制の確立等に関する事項(現地動物救護本部の設置に関する事項を含む)

参照：人とペットの災害対策ガイドライン

- 2) 災害応急対策：被災した家庭動物の同行避難の把握などの情報収集、被災した家庭動物の保護収容、避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、動物由来感染症上必要な措置並びに飼料・ケージ等の調達及び配分の方法等に関する事項

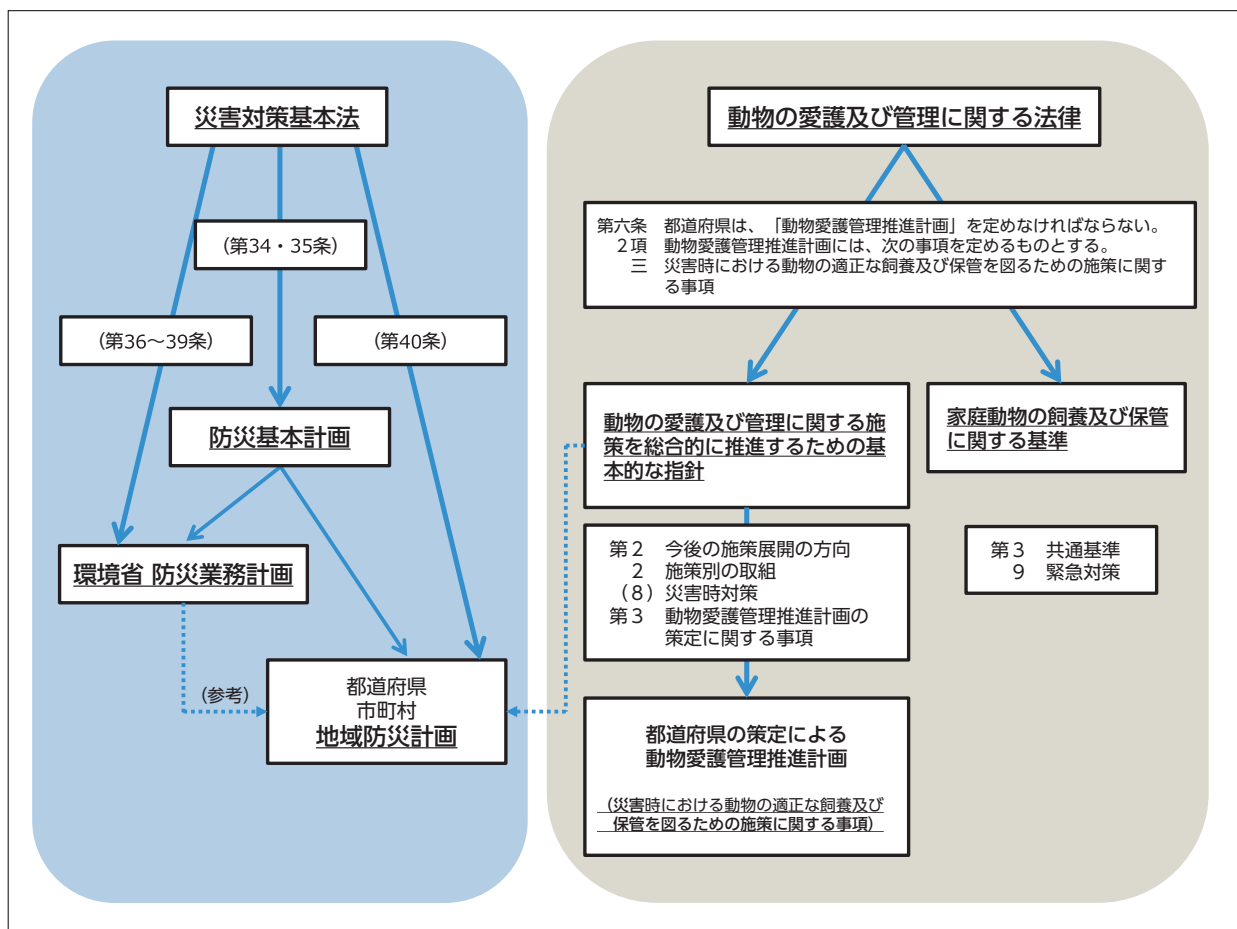
参照：人とペットの災害対策ガイドライン

一方、平成24年9月の動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)の改正では、法第6条によって都道府県が策定することとされている「動物愛護管理推進計画」に定める事項として災害時対策が追加されるとともに、第38条の動物愛護推進員の役割には、「災害時において、国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な

協力をすること」が追加されました。

また、平成24年の法改正を踏まえて、平成25年8月に改定された「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」では、2 施策別の取組に（8）災害時対策、②講ずべき施策として以下が記載されていますが、この指針は令和元年6月の法改正により改定作業中で、これまでの災害対応の進展を加味し、より発展した形で記載される予定です（令和2年3月時点）。

- ア 動物愛護管理推進計画に加えて、地域防災計画においても動物の取扱い等に関する位置づけを明確化すること等を通じて、所有者（飼い主）責任を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理並びに放浪動物等の救護等、地域の実情や災害の種類に応じた対策を適切に行うことができるよう体制の整備を図ること。また、関係省庁は、その体制の整備に向けた調整を図ること。
- イ 動物の救護等が円滑に進むように、逸走防止や所有明示等の所有者の責任の徹底に関する措置の実施を推進すること。
- ウ 災害時に民間団体と協力する仕組みや、地方公共団体間で広域的に対応する体制の整備を推進すること。



防災対応に係る体系図

2) 被災地の活動に関わる法律

被災地でも法律は守る必要があります。

放浪していたペットを保護して飼い主に返還し、または飼い主が見つからずに譲渡する場合などにも関連する法律を守る必要があります。

たとえば、放浪している犬を保護した場合は、平時に落とし物を拾った場合と同じように警察に届ける必要があります（遺失物法第4条第3項）。その後の手続は届け出た警察の指示に従うこととなりますが、ここでは動物の愛護及び管理に関する法律（以降「動物愛護管理法」）第35条第3項も関わってきます。

（資料編：平成31年3月29日 警察庁生活安全局地域課長発 警察庁丁地発第73号 通知文「所有者の判明しない犬又は猫その他の動物を拾得したとして申告を受けた場合当の取扱いについて」）

しかし、大規模災害により被害を受けた被災地では、電話が繋がらない、都道府県の施設まで保護した犬が運べない、警察も対応できないなどの緊急の事情から、ただちにこの手順が踏めない場合があります。

このような状況で放浪動物を保護し、ボランティアの自宅や施設などで一時的に預かる場合には、保護犬の情報（犬の特徴、いつどこで保護し、どこで預かっているか）をしっかりと記録しておき、できるだけ早く警察や自治体に届けることとなります。

災害時に放浪している犬や猫には飼い主が居る可能性があります。したがって保護した動物は飼い主のもの（所有権は飼い主にある）ですので、これを勝手に連れ去ることは窃盗になる可能性が生じます。なるべく早く警察や自治体に犬や猫を保護したことを届け出ることが必要です。加えて飼い主を探すためには、犬や猫を保護していることやそれらの特徴、捕獲した場所などの情報を、インターネットなどを利用して広く提供します。

大規模災害の発生時には、飼い主が犬や猫を探すのが困難なことが予測され、飼い主がなかなか現れない場合もあります。したがって保管期間を平常時よりも長くし、飼い主が現れずに探索をあきらめて譲渡する際には、「飼い主が見つかった際はその動物を飼い主に返還する」ことを明記した譲渡契約書を交わすなどの対応が必要となります。

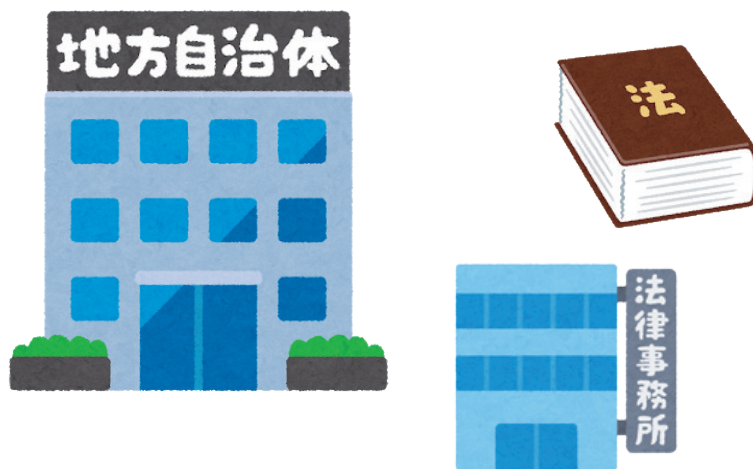
阪神淡路大震災の発生時は、自治体が被災したことにより、狂犬病予防法に基づく犬の捕獲収容⁸が困難になったため、放浪犬に対しては、遺失物法による保護と飼い主への返還が行われました。

なお、動物を保護するために、立入りが禁止された場所に、正当な理由なく、また正式な手続を経ずに公務員の指示に反して侵入した場合は、災害対策基本法第63条第1項に抵触し、同法第116条第2号に定める10万円以下の罰金または拘留の罰則が適用される可能性があります。公務員の指示に従わないことは、軽犯罪法第1条8号による拘留または科料のおそれも生じます。

8 狂犬病予防法では生後90日を経過した犬の飼い主に対して、その犬の所在地を管轄する市町村への届け出（登録）と毎年1回の狂犬病予防注射を義務付けており、これらを証明する鑑札と注射済票を犬の体に着けておかねばならないことを規定していますが、このどちらかを着けていない犬を発見した場合、予防員はその犬を抑留しなければならないことになっています。

また、動物を保護するために施設を設置して、営利を目的とせず犬猫等を10頭以上取り扱う場合において継続的に動物の飼養や譲渡等を行う場合は、動物愛護管理法第24条の2の2、同法施行規則第10条の5、第2項により、都道府県知事に対して第二種動物取扱業の届出をする必要が生じます。この届出事項は動物愛護管理法施行規則第10条の6に記載されていますが、万が一届出をせずに活動をした場合は、同法第47条1号により罰金に該当することも忘れてはいけません。

さらにその施設を設置した土地に動物の排泄物を埋めたり流したりして処分し、その結果、土壌が汚染された場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反（不法投棄）に該当する可能性も生じ、土地の所有者に対し損害賠償責任が生じる可能性もあります。



ここが
POINT

- 関係する法令を学ぼう！
- 法令を守って活動しよう！
- 心配な時には自治体などの所管部署や、専門家に相談しよう！

(4) 現地動物救護本部と連携した活動に参加するには

災害の発生時に立ち上がる現地動物救護本部等の活動に参加するにはいくつかの方法があります。

この項では、個人で活動に参加する場合の参加方法の例を紹介します。

- (ア) 地元自治体等が募集するボランティア登録制度により、平時に講習を受け、あらかじめボランティア登録をする
- (イ) 自治体等と災害時の支援協定を結んでいる組織やボランティア団体の活動に参加する
- (ウ) 災害の発生時に組織される現地動物救護本部等が、被害の規模や救援活動のニーズに合わせて募集するボランティア活動に参加する

1) 地元自治体等が募集するボランティア登録制度への参加

(ア) のボランティア登録を希望する場合、自分が住む地域の自治体（都道府県や市区町村）の窓口（主に動物担当部局）に、災害時のボランティア育成事業を行っているかどうかを問い合わせ、対象の事業があれば参加して登録をしておきます。

災害の発生時には、自治体または現地動物救護本部等から協力の要請があり、依頼内容によって対応が可能であれば活動に参加します。

また、あらかじめ自分が得意な分野を申告しておくことで、スキルを活かした貢献が行えます。

2) 自治体等と災害時の支援協定を結んでいる組織やボランティア団体の活動に参加

(イ) については、地元自治体と災害協定を結んでいる動物愛護団体があるかどうかをウェブサイト等で確認し、平時から動物保護の活動に参加しておきます。

平時に団体内、また自治体とのコミュニケーションを図っておくことで、災害の発生時には意思疎通がスムーズに行えます。

災害の発生時には、協定内容に基づいて活動を開始します。

3) 災害発生時に設置された現地動物救護本部のボランティア募集への参加

災害の発生時には、被害の規模によって自治体や地元獣医師会が主体となり、現地動物救護本部等が立ち上がります。

発災後直ちに状況把握や情報収集が開始され、被災者のニーズに沿った支援内容が検討された後、必要な際にウェブサイトやフェイスブック等のSNSを通じたボランティアの募集が開始されます。

この活動への参加を希望する場合には、自治体や現地動物救護本部等が発信する情報を検索し、募集が開始された時点で応募します。

1) 2) 3) のいずれにおいても、自治体や現地動物救護本部等は、体制が整い次第情報を発信しますが、最も避けなければならないことは、現地自治体に対して、情報発信の催促や状

況を伺うために問い合わせの電話をかけてしまうことです。

現地の電話回線や連絡網は、被災者と被災ペットに対応するための情報伝達に使うことから、できるだけ空けておかなければなりません。

なにか力になりたいという思いが募ったとしても、支援活動を実施するための電話回線を塞いでしまわないように、自治体への問い合わせはできる限り行わずに情報が発信されるのを待ちましょう。

また、現地動物救援本部の活動規範に則して活動に取り組みましょう。

(5) 現地動物救護本部等が設置されなかった場合

災害の規模や範囲によっては、ペットに係る救援活動は行われるものの、現地動物救護本部等が設置されない場合もあります。

そのような場合は、被災地の社会福祉協議会が立ち上げるボランティアセンターや、地元の団体等で立ち上げる任意の団体（災害対策委員会等）が発信する情報を確認します。

具体的には、17ページで紹介しているインターネットサイト「Yahoo! ボランティア」や「ボランティアプラットフォーム」等を参照してください。

また、地元で活動している動物愛護団体がボランティアを募集する場合があります。各団体の活動方針を確認した上で、規範に沿った活動を行いましょう。